

正 誤

ページ 行 誤 正

令和五年十月三十一日（号外第二百二十九号）
公布財務省令第五十四号（電子情報処理組織を使用
して処理する場合における国税等の徴収関係事務等
の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

五 改正後欄
" 改正前欄
別紙第一号書式（その九）
別紙第一号書式（その九）
令和四年三月三十一日（号外特第三十八号）公布
厚生労働省令第七十三号（雇用保険法施行規則等
の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

一五九 改正前欄 第二百二十条 第二百二十五条
令和五年三月三十一日（号外第六十八号）公布
厚生労働省令第六十二号（雇用保険法施行規則等
の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

四〇一 改正後欄 二又はホに
" 終りから 第一号イ(2) 二又はホに
" 終りから 第一号イ(2) 第一号イ(2)

四〇四 改正後欄 六 応じて 給に限る。
" 一二 給に限る。

平成二十三年十二月二十二日（号外第二百七十九号）
文部科学省告示第七十四号（学校教育法施行規則
第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める
告示の一部を改正する告示）
（原稿誤り）

五〇下 終りから 六小井出 小井手

